

○厚生労働省告示第十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第五十条第九号の規定に基づき、薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 四―メチルピペラジン―一―カルボン酸（五S）―六―（五―クロロピリジン―二―イル）―七―オキソ―六・七―ジヒドロ―五H―ピロロ〔三・四―b〕ピラジン―五―イルエステル（別名エスゾピクロン）及びその製剤